

# 食生活習慣改善指導事業実施要領

## 1 目的

健康寿命の延伸・健康格差の縮小など市民の健康の保持増進、医療費の適正化を目的に、骨粗しょう症検診受診者に対して、検診当日、管理栄養士による検診結果等を踏まえた個別指導により、個々人に応じた具体的な食生活習慣改善指導を行い、健全な食生活習慣の確立を通じて、生活習慣病や低栄養・フレイルの予防並びに悪化の防止を図る。

## 2 対象

骨粗しょう症検診受診者で、当日検診結果が「要指導」と判定された者

## 3 実施機関

保健所、受託事業者

## 4 実施方法

### (1) 実施日程

骨粗しょう症検診実施当日

### (2) 実施場所

骨粗しょう症検診実施会場（各区役所（保健福祉センター）、各区の小学校、会場等）

### (3) 個別面接による指導

受託事業者管理栄養士は、対象者が記載した食生活質問票及び検診結果を基に、1人当たり5分程度で個別面接による指導を行い、行動変容を促す。

指導は「日本人の食事摂取基準」に基づき行い、対象者の行動変容を促すため、次の事項のうち必要な指導を行う。

ア 栄養のバランスに関する指導

イ 必要な栄養量の確保に関する指導

ウ 食生活習慣の改善に関する指導

エ その他必要な事項に関する指導

オ 継続指導を希望する場合、またその他必要に応じて区保健福祉センターを案内する。

### (4) 今後の取り組み等の確認、記録

受託事業者管理栄養士は指導終了後、今後の取組み内容と実践意欲について対象者に確認し、食生活質問票に記録する。

## 5 実施報告

受託事業者は、保健所管理課あて実績報告を行う。また、対象者から回収した食生活質問票（原本）を発注者に提出する。

附則 この要領は平成28年4月1日から適用する。

附則 この改正要領は、平成29年4月1日から適用する。

附則 この改正要領は、平成31年4月1日から適用する。

附則 この改正要領は、令和2年6月4日から適用する。

附則 この改正要領は、令和3年4月1日から適用する。

附則 この改正要領は、令和8年4月1日から適用する。